

令和4（2022）年4月28日開催

令和4年度
柏崎市農業委員会第23回総会議事録

柏崎市農業委員会

柏崎市農業委員会第23回総会 議事録

- 1 日 時 令和4（2022）年4月28日（木）
- 2 場 所 柏崎文化会館 アルフォーレ 1階 マルチホール
- 3 議 案 議第1号 農地法第3条許可申請について
議第2号 農地法第4条許可申請について
議第3号 農地法第5条事業計画変更承認申請について
議第4号 農地法第5条許可申請について
議第5号 農地中間管理事業に基づく農用地利用集積計画の決定について
報第1号 農用地利用集積計画（移転）参考資料（農地中間管理事業分）
- 4 出席委員及び欠席委員並びに事務局職員 別紙のとおり

開会 午後1時30分

山崎事務局長

これより第23回柏崎市農業委員会総会を開催いたします。

この総会は、柏崎市農業委員会、会議規則第2条の規定によりまして、農業委員会会長が招集したものであります。同規則第4条により、会長が議長となります。

議長

それでは、総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数を報告させます。

山崎事務局長

委員数は19人であります。欠席報告は1人。現在の出席委員数は18人で、過半数であることを御報告致します。

議長

ただ今、事務局報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

次に、議事録署名委員についてお諮りします。柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、2人の議事録署名委員を議長が指名することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

それでは、5番 安野 検一委員、15番 金子 武彦委員の2人を指名します。

議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第1号 農地法第3条許可申請について」事務局に説明を求めます。

和田主任

議案書1ページを御覧ください。議第1号農地法第3条許可申請について御説明申し上げます。

申請番号1 大広田地内、田、3筆、計548㎡。自作地の贈与。経営規模拡大。無償です。

申請番号2 平井地内、田、3筆、計518㎡。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円です。

申請番号3 安田地内、畑、105㎡。自作地の贈与。経営規模拡大。無償です。

申請番号4 北条地内、田、3筆、計1,752㎡。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円です。

申請番号5 高柳町石黒地内、畑、14筆、計2,010.72㎡。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円です。

審査結果の1ページを御覧ください。案件である申請番号1から申請番号5について、それぞれ地区担当の委員、農地会議代表者、事務局の大橋係長、和田主任が現地調査を行いました。

審査の結果、農地法第3条第2項各号に規定する「不許可例示条項」第1号から第7号までに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第1号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 1 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

議案書 2 ページを御覧ください。議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について、御説明いたします。

申請番号 1 藤橋地内、3 筆、田及び畑、計 84 ㎡。車庫兼物置。第 2 種でございます。

申請地は、昭和 57 年頃より車庫兼物置の敷地として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類 審査結果一覧表の 3 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 2 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 2 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

議案書 3 ページを御覧ください。議第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について、御説明いたします。

申請番号 1 女谷地内、4 筆、田、計 6,221 m²。事務所及び宿舍敷地ための一時転用。農業振興地域における農用地区域でございます。

本件につきましては、鶴川ダムの建設工事のための仮設事務所及び宿舍敷地として既に一時転用許可を受けておりますが、ダム工事が継続中であり、引き続き申請地を利用する必要があることから、一時転用期間の終期を、令和 4 年 6 月 17 日から令和 7 年 6 月 17 日に延長するものです。

なお、審査結果につきましては、事業計画変更承認申請書類審査結果一覧表の 4 ページ下段のとおり、特に問題はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 3 号の申請案件を承認処分と決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 3 号の申請案件を承認処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 4 号 農地法第 5 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

議案書 4 ページを御覧ください。議第 4 号 農地法第 5 条許可申請について、御説明いたします。

申請番号 1 桜木町地内、2 筆、畑、計 290 m²。一般個人住宅。第 3 種でございます。

本件につきましては、渡人の夫が、昭和 57 年頃より申請地を一般個人住宅の敷地として

利用していたことから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求め
るものです。

申請番号 2 高柳町石黒地内、田、1,721 m²。農家住宅。第 2 種でございます。

申請者につきましては、高柳町石黒地内に農地を所有しており、現住所地から通作してお
ります。本申請につきましては、通作の便を考慮し、申請地において農作業の拠点となる農
家住宅を建築するものです。

申請番号 3 関町地内、田、29 m²。宅地の拡張。第 3 種でございます。

申請番号 4 藤井地内、畑、26 m²。宅地の拡張。第 2 種でございます。

申請番号 5 大広田地内、2 筆、田及び畑、計 244 m²。宅地の拡張。第 3 種でございます。

申請番号 6 黒滝地内、畑、13 m²。宅地の拡張。第 2 種でございます。

本件につきましては、受人の父が、平成元年頃より申請地を一般個人住宅の敷地の一部と
して利用していたことから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を
求めるものです。

続きまして、議案書 5 ページを御覧ください。

申請番号 7 与板地内、畑、347 m²。宅地の拡張。第 2 種でございます。

申請番号 8 三和町地内、4 筆、田、計 2,510 m²。宅地造成。第 3 種でございます。

申請番号 9 安田地内、田、166 m²。天然ガス輸送導管分岐バルブ施設。第 1 種ござい
ます。

申請地につきましては、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であ
り、農地区分が第 3 種農地あるいは第 2 種農地に該当しないことから、第 1 種農地に該当し、
原則転用不許可の農地となっております。

ただし、本件はガス事業法に則った事業であり、高い公益性が認められることから、第 1
種農地においても例外的に転用許可が可能となっております。

申請番号 10 豊町地内、6 筆、田、計 3,581.44 m²。送電線張替工事に伴う工事用地のた
めの一時転用。第 3 種でございます。

本件につきましては、3,000 m²を超える農地転用となりますので、本総会の議決をもって、
県農業会議に諮問いたします。

その県農業会議において異議がない場合、会長の専決により許可が決定となることを、併
せてお諮りさせていただきます。

申請番号 11 長浜町地内、2 筆、田、計 344 m²。送電線張替工事に伴う工事用地のための

一時転用。第3種でございます。

申請番号 12 新田畑地内、田、175.91 m²。送電線張替工事に伴う工事用地のための一時転用。第3種でございます。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類 審査結果一覧表の 5 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

— 「議長」との声あり —

No.2 灰野 善栄農業委員

申請番号2の高柳町石黒で、1筆で1,721 m²とありますが、ここを農家住宅だけに利用するのでしょうか。それとも、他の転用目的もあるのでしょうか。農家住宅に何か面積の基準があるのでしょうか。教えてください。

大橋係長

こちらの土地に関しては、土地利用計画図をお配りしていますが、こちらの8ページを御覧いただければと思います。農家住宅の他に、庭、作業場、雪捨て場、農機具置き場、通路の利用となっております。こちらの地域は、市内でも積雪量が最も多い地域になりますので、冬季の雪捨て場の確保も必要になっております。また、一部高低差もありますので、利用できない土地もあることから、こういった面積を必要としております。

なお、県の方で転用の面積の目安を示しております。一般個人住宅であれば500 m²、農家住宅であれば1,000 m²ということになっておりますので、利用可能な面積も勘案して1,721 m²は妥当と判断させていただきました。以上です。

No.2 灰野 善栄農業委員

ありがとうございました。

農家住宅兼資材置き場など、何か付け加えていただければありがたいと思います。

山崎事務局長

御意見ありがとうございます。

目的のところに付け加えて、留意して提案したいと思います。

No.2 灰野 善栄農業委員

お願いいたします。

議長

他に御意見御質問はありませんでしょうか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 4 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 4 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 5 号 農地中間管理事業に基づく農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

和田主任

議案書 6 ページを御覧ください。議第 5 号 農地中間管理事業に基づく農用地利用集積計画の決定について、御説明いたします。

農地中間管理事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり定める。1、事業の区分、農地中間管理事業。2、権利の種類、農地中間管理権（賃借権・使用貸借権）の設定。3、権利の開始日、令和 4 年（2022）年 5 月 20 日。4、権利の設定期間、3 年・4 年・5 年・10 年。5、対象農地の面積、田、1,594 筆、1,724,814.93 m²。畑、18 筆、6,492.00 m²。その他、6 筆、954.00 m²。計 1,618 筆、1,732,260.93 m²。6、関係人の数、受人 79 人、渡人 427 人。転貸人 1 人（新潟県農林公社）。7、実施地区、柏崎市。8、公告予定年月日、令和 4（2022）年 5 月 19 日。9、農用地利用集積計画の明細は次ページに記載のとおりです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 5 号の決定について事務局の説明のとおり決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 5 号について、事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

続いて、「報第 1 号 農用地利用集積計画（移転）参考資料（農地中間管理事業分）」について事務局の説明を求めます。

和田主任

報第 1 号 農用地利用集積計画（移転）参考資料（農地中間管理事業分）について御説明いたします。議案書 102 ページを御覧ください。

農地中間管理機構が転貸する耕作者の変更がありますので、一覧のとおり報告いたします。県による報告を得て、6 月 1 日に新たな耕作者へ権利が移動されるものであります。

以上です。

議長

ただ今の事務局からの報告を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。報第 1 号の報告を終了します。

議長

それでは、その他の事項について事務局からお願いいたします。

山崎事務局長

（その他連絡事項）

議長

以上で本日の日程は終了しました。

閉会 午後2時15分

柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により議長及び署名委員は、署名押印する。

柏崎市農業委員会

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____